

# 仕 様 書

- 1 役務名： 泡消火設備保守点検役務
- 2 役務場所： 勇払郡安平町東早来番外地 陸上自衛隊早来燃料支処構内
- 3 役務概要
  - (1) 屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の水を用いて行なう泡消火設備の適正な放出を確認する一体的な点検（定期点検） 1式
  - (2) 泡消火薬剤の性状及び性能が適正であることの確認 1箇所
  - (3) 固定泡消火設備の水を用いて適正な放出を確認する点検（定期点検、機器点検及び総合点検） 1箇所
- 4 一般事項
  - (1) 本仕様書は、早来燃料支処構内における「泡消火設備点検役務」について適用する。
  - (2) 本役務場所は危険物取扱に関する規制を受けている施設であり、危険物、消防関係法令等を遵守し安全確実に実施するとともに火災予防には万全を尽くすものとする。
  - (3) 実施に先立ち、契約業者は役務工程表とともに関係書類を監督官に提出し、承認を得るものとする。
  - (4) 本役務の契約業者は、屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検に関する講習会の修了者又は同等以上の知識、技能を有する者及び第1種消防設備点検資格者又は消防設備士第2類の資格保有者とし、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則62条の4、同62条の5の5並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第72条等に精通した者で、本役務を確実に遂行できるものとする。
  - (5) 本仕様書の内容に相違又は疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議し、指示により行うとともに関係法令及び官側の定めた規則に基づき行うものとする。但し、契約金額及び工期の変更は行わない。
  - (6) 本役務に必要な資機材等は、すべて契約業者により準備するものとする。
  - (7) 役務作業時に部品等の交換の必要性が生じた場合、軽微なものは本役務に含むものとする。また、役務実施時に取り外した部品等は全て復旧するとともにパッキン類等はすべて新品とする。
  - (8) 役務写真は役務の着手前、着手中及び完了後並びに隠蔽箇所、その他監督官の指示により撮影し、役務写真帳に整理（A4縦サイズ）し提出する。
  - (9) 現場及び許可された場所以外への立入りは厳禁とする。
  - (10) 役務終了に際しては、速やかに現場の後片付け、清掃等を行うものとする。

- (11) 本役務上の欠陥による不具合及び作業中の事故災害等は、すべて請負者の責任とする。
- (12) 役務完了後1ヶ年における役務実施上の不備による損傷等は、契約業者の負担として無償で修復しなければならない。

5 特記事項

- (1) 点検対象施設及び機器等

ア 屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検（定期点検）

項目 施設等名	機器等名称	規格等	数量	単位
#1貯油タンク	泡放出口 (発泡器)	型式：VND2・1/2-650-S (日本ドライケミカル社製)	2	箇所
	補助泡消火栓 (No.11・12・18)	100×65×65 双口地上打倒式(不凍)	3	基
#7消火ポンプ室	消火ポンプユニット	型式：6D24T (アルティア社製)	1	基
	消火薬剤	水成膜泡3% (非PFOS) (日本ドライケミカル社製)	1	箇所

イ 固定泡消火設備点検（定期点検・機器点検）

施設名		ドラム缶充填室
項目	名称	内容
防 護 区 画	名称	充填用前室
	面積	132㎡
	ヘッド設置数	28個
	ヘッド取付高さ	2.5m
機 器 ヘ ッ ド	配管口径	25A
	型式記号	SMF-01
	放射圧力範囲	0.25～0.6Mpa
	放射量範囲	35～53.5L/min
	混合濃度範囲	3～4%
製造社名		千住スプリンクラー株式会社

件名		泡消火設備保守点検役務				図番	1 / 2
図面名		仕様書				縮尺	
支処長	総務科長	営繕班長	営繕専門官	消防設備点検資格者	設計		
							
陸上自衛隊早来燃料支処 総務科 営繕班						令和5年6月6日	

(2) 点検内容

ア 屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検（定期点検）

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第72条「泡消火設備の点検方法」、消防危第63号（平成17年3月30日）「固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検に係る運用について」及び危険物の規制に関する規則第62条5の5関係の別添「固定式の泡消火設備一体点検点検表」並びに消防危第48号（平成3年5月28日）「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」別記11-3の泡消火設備点検表に基づき適正に行うものとする。

(ア) 送液機能（圧力、放射量）が適正であることの確認（水の放出による方法）

常用ポンプにて、①燃料タンク放出口2箇所同時放水、②補助泡栓の3箇所同時放水、③5箇所同時放水時の送液機能点検を実施し、予備動力においても同様の送液機能点検を実施すること。

(イ) 泡消火薬剤の性状及び性能が適正であることの確認

検体を採取し、分析試験を行うとともに変色、腐食、沈殿物、汚れがないことを目視により確認すること。

イ 固定泡消火設備の点検（定期点検、機器点検及び総合点検）

(ア) 定期点検

消防法第14条の3の2に基づく消防危第48号（平成3年5月28日）別記11-3「泡消火設備点検表」による点検項目の配管等及び泡放出口欄の該当する各項目の点検内容、点検方法により、適正に行うものとする。

(イ) 機器点検及び総合点検

消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第5「泡消火設備の点検基準」による点検項目1機器点検（4）アからオ、（7）アからウ及び点検項目2総合点検（1）アに記述する点検内容及び点検方法により該当する項目について、適正に行うものとする。但し、上記「泡消火設備の点検基準」の点検項目2総合点検（1）ア（ウ）aの点検基準中、泡放射を行い混合率及び発泡倍率が適正であることの確認を除く。

(ウ) 水により放射を行うフォームヘッドの個数

監督官の指示による。

(3) 養生

当該点検対象施設の防護区画内等に設置されている機器、照明器具及び内壁等に放射した水がかかることのないように養生するものとする。

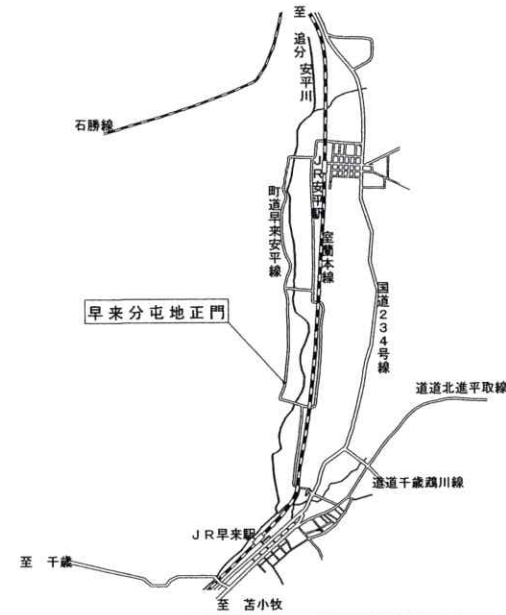
(4) 事前確認

水を放射する前には、監督官の指示により使用する主要機器等の異常の有無について確認し、清掃が必要と考えられる機器については、清掃実施後放射するものとする。

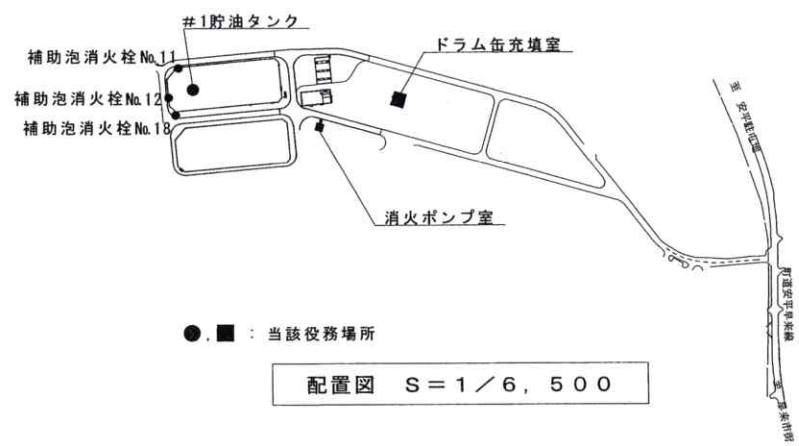
(5) 本役務に使用する燃料（軽油）及び水については、官側にて支給する。

(6) 本役務について点検結果報告書（別記11-3「泡消火設備点検表」、「固定式の泡消火設備一体点検点検表」及び泡消火薬剤の試験成績表）を2部提出すること。

(7) 本役務の完了については、役務完了届をもって役務完了とする。



案内図 S=1/75,000



配置図 S=1/6,500

件名	泡消火設備保守点検役務	図番	2 / 2
図面名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊早来燃料支処総務科営繕班		令和5年6月6日	